

愛知県防災会議運営要綱一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧
<p style="text-align: center;">愛知県防災会議運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、愛知県防災会議条例(昭和37年条例第33号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、愛知県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (会長代理)</p> <p>第2条 会長に事故があったときは、副知事がその職務を代理する。 (委員の代理者)</p> <p>第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。 2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。 (異動等の報告)</p> <p>第4条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第1号から第4号までと第6号及び第7号の委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。 (会議の招集)</p> <p>第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。 (会議の書面開催)</p> <p><u>第7条 条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合等、会長が、必要があると認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。</u> (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する時間的猶予がないとき (2) その他防災会議を招集することが適当でないとき (会議録)</p> <p>第8条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席者の職名及び氏名 (3) 会議に付した案件及び議事の経過 (4) 議決した事項 (5) その他参考事項 (専決処分)</p> <p>第9条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。 (1) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。 (2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。 (3) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。 (部会)</p> <p>第10条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。 2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。 (幹事会)</p> <p>第11条 防災会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。 3 幹事会は、次の事項を処理する。 (1) 防災会議に提出する議案の作成 (2) その他会長から命ぜられた事項 (事務局)</p> <p>第12条 防災会議の事務局を処理させるため、事務局を愛知県防災安全局防災部防災危機管理課に置く。 2 事務局に局長、次長、主幹及び書記を置く。 3 局長は愛知県防災安全局長をもって充て、次長は同防災部長、同防災危機管理課長及び災害対策課長をもって充て、事務局のその他の職員は、愛知県の職員のうちから知事が別に指名する者をもって充てる。 (地方防災連絡会議)</p> <p>第13条 防災会議の所掌事務の遂行にあたり、市町村防災会議との連絡を円滑にするため、会長の所轄の下に地方防災連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。 2 連絡会議の運営その他に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。 (雑則)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">愛知県防災会議運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、愛知県防災会議条例(昭和37年条例第33号。)第7条の規定に基づき、愛知県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (会長代理)</p> <p>第2条 会長に事故があったときは、副知事がその職務を代理する。 (委員の代理者)</p> <p>第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。 2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。 (異動等の報告)</p> <p>第4条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第15条第5項第1号から第4号までと第6号及び第7号の委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。 (会議の招集)</p> <p>第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、この限りではない。</p> <p>(会議録)</p> <p>第7条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。 (1) 会議の日時及び場所 (2) 出席者の職名及び氏名 (3) 会議に付した案件及び議事の経過 (4) 議決した事項 (5) その他参考事項 (専決処分)</p> <p>第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。 (1) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。 (2) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。 (3) 市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。 (部会)</p> <p>第9条 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。 2 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。 (幹事会)</p> <p>第10条 防災会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。 3 幹事会は、次の事項を処理する。 (1) 防災会議に提出する議案の作成 (2) その他会長から命ぜられた事項 (事務局)</p> <p>第11条 防災会議の事務局を処理させるため、事務局を愛知県防災安全局防災部防災危機管理課に置く。 2 事務局に局長、次長、主幹及び書記を置く。 3 局長は愛知県防災安全局長をもって充て、次長は同防災部長、同防災危機管理課長及び災害対策課長をもって充て、事務局のその他の職員は、愛知県の職員のうちから知事が別に指名する者をもって充てる。 (地方防災連絡会議)</p> <p>第12条 防災会議の所掌事務の遂行にあたり、市町村防災会議との連絡を円滑にするため、会長の所轄の下に地方防災連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。 2 連絡会議の運営その他に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。 (雑則)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。</p>

資料5

